生野区における内部統制の体制に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、大阪市内部統制基本規則（平成26年大阪市規則第201号。以下「規則」という。）に基づき、生野区における内部統制の体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、規則の例による。

（副内部統制責任者）

第３条　副内部統制責任者は、副区長をもって充て、規則第６条第５項に規定する事務を処理する。

（分任内部統制総括員）

第４条　分任内部統制責任者は、副区長をもって充て、規則第７条第３項に規定する事務を処理する。

（内部統制総括員）

第５条　内部統制総括員は、総務課長をもって充て、規則第７条第４項に規定する事務を処理する。

（内部統制員）

第６条　内部統制員は、課長級職員（課長代理及び課副参事を除く）をもって充て、規則第８条第３項に規定する事務を処理する。

（施行の細目）

第７条　この要綱の施行に関し必要な事項は、生野区長が定める。

附　則

１　この要綱は、平成26年11月１日から施行する。

２　生野区における公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制に関する要綱は、廃止する。

附　則

この改正要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、令和８年４月１日から施行する。